

## 新潟県森林整備活性化資金助成事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1 知事は、森林整備の担い手の育成・強化を目的とした森林整備合理化計画に基づく森林整備を行うため、林業基盤整備資金又は林業経営安定資金及び森林整備活性化資金(21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官通知)に定める資金をいう。)を借り入れた者に利子助成補助金を交付するものとする。その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象資金・助成率等)

第2 利子助成補助金は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 地方公共団体、農林公社等が森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金(造林)又は林業基盤整備資金(利用間伐推進)又は林業経営安定資金(林業経営維持一施業転換)(以下「林業基盤整備資金(造林)等」という。)の借入残高について、年0.8パーセント(利子助成の対象となる林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率が年0.8パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金等の貸付けの利率)の割合で計算した額に相当する金額。
- (2) 森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合にあつては、森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金(造林)等の借入残高について、年1.3パーセント(利子助成の対象となる林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率が年1.3パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率)の割合で計算した額に相当する金額。
- (3) 特別の森林整備合理化計画のうち対象森林がおおむね2,000ヘクタール以上である場合であつて、分収林施業転換促進事業実施要領(平成22年3月31日付け21林整第1162号林野庁長官通知)の第3の1に規定する非皆伐施業推進計画に位置づけられた森林において森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合は、森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金(造林)等の借入残高について、年1.6パーセント(利子助成の対象となる林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率が年1.6パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率)の割合で計算した額に相当する金額。

なお、(1)から(3)による場合、林業基盤整備資金(造林)等の償還期限(措置期間)が森林整備活性化資金の償還期限(措置期間)より長い場合は、森林整備活性化資金と同様の償還条件で償還がなされるものとみなし、かつ、利子助成

の対象とする当該資金の借入残高は、森林整備活性化資金の借入残高の2.5倍（（2）の森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合にあつては、当該森林整備活性化資金の借入残高と同額、（3）の森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合にあつては、当該森林整備活性化資金の借入残高の3分の2倍）を限度として利子助成額を算出するものとする。

（助成事業の承認申請）

第3 当該補助を受ける者は、森林整備活性化資金助成事業承認申請書（第1号様式）を借入年の12月20日までに知事に提出するものとする。

（助成事業の承認）

第4 知事は、第3の事業承認申請書を受理し、内容を審査し相当と認めた場合、森林整備活性化資金助成事業承認書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5 第3の規定に基づく申請者は、規則第3条の規定による補助金の交付申請及び規則第12条の規定による補助金の実績報告を行う場合、別記第1号様式に森林整備活性化資金助成事業明細書（第3号様式）を添付して、3月15日までに知事に申請及び報告するものとする。

（補助金の交付）

第6 知事は第5の申請に基づき、申請のあった年度の3月末までに利子助成補助金を交付するものとする。

（経過措置）

第7 「美しい森林」共同整備特別対策事業実施要領（平成20年3月31日付け19林整備第1037号林野庁長官通知）の第3の1に基づく平成21年度までの非皆伐施業推進計画に係る融資事業の取扱いについては、この通知の施行後も、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、平成7年11月1日から施行し、平成7年3月1日以降に貸付を受けた森林整備活性化資金について適用する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行し、平成 16 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 20 年 12 月 5 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 11 月 30 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

第1号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

申請者住所  
申請者氏名

森林整備活性化資金助成事業承認申請書

下記の森林整備活性化資金及び林業基盤整備資金等の借入について利子助成を受けたいので、新潟県森林整備活性化資金助成事業補助金交付要綱第3の規定により申請します。

森林整備活性化資金						利子助成 期 間	林業基盤整備資金等				備考
貸付決定日 年 月 日	貸付決定番号	借入額 円	実行日 年 月 日	償還期限 年 月 日	据置 期間		借入額 円	償還利息 円	借入期間	貸付 利率%	
年 月 日			年 月 日	年 月 日		年 月 日 年 月 日			年 月 日 年 月 日		
年 月 日			年 月 日	年 月 日		年 月 日 年 月 日			年 月 日 年 月 日		
年 月 日			年 月 日	年 月 日		年 月 日 年 月 日			年 月 日 年 月 日		
合計											

※ 備考欄には利子助成の利息計算期間を記入する。

第2号様式

林 第 号  
年 月 日

様

新潟県知事

森林整備活性化資金助成事業承認書

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記事業について、下記のとおり承認します。

森林整備活性化資金						利子助成 期 間	林業基盤整備資金等				利子助成額				
貸付決定日 年 月 日	貸付決定番号	①借入額 円	実 行 日 年 月 日	償還期限 年 月 日	据置 期間		②借入額 円	償還利息 円	借入期間	貸付 利率%	③助成対象限度額 (①×1, 2.5, 2/3)	助成対象額※ A 円	助成利率 B %	利子助成額 A×B 円	利息 計算 日数
年 月 日			年 月 日	年 月 日		年 月 日 年 月 日			年 月 日 年 月 日						
年 月 日			年 月 日	年 月 日		年 月 日 年 月 日			年 月 日 年 月 日						
年 月 日			年 月 日	年 月 日		年 月 日 年 月 日			年 月 日 年 月 日						
年 月 日			年 月 日	年 月 日		年 月 日 年 月 日			年 月 日 年 月 日						
合計															

※②と③のいずれか低い額

森林整備活性化資金助成事業明細書

申請者

借入 年度	助成対象資金（併せ貸し）					森林整備活性化 借入残高(B) 円	限度額(C) (B)×1, (B)×2.5, (B)×2/3 円	森林整備活性化助成			備考
	種類	借入額(A) 円	利息計算期間	利率 %	償還利息 円			(A)と(C)のいずれ か低い額 円	助成利率 %	利子助成額 円	
			年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)								
			年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)								
			年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)								
			年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)								
	計										

- 1 繰上げ償還があった場合は、備考欄にその償還年月日及び金額を記入する。
- 2 利子助成額の算出に当たっては、1円未満は切り捨てる。
- 3 延滞して償還があった場合は、約定償還期間ごとに記入する。
- 4 低金利資金への借換え等により、助成対象資金を複数行で記載する場合は、その借入額の合計と限度額を比較のうえ利子助成額を算出する。